

群馬大学医学部附属病院輸血部規程

	平成16.	4.	1	制定
改正	平成17.	4.	1	平成18. 6.13
	平成19.	4.	1	平成24.10. 9
	平成26.	4.	1	平成27. 4.14
	平成27.10.	1		平成30. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学医学部附属病院輸血部（以下「輸血部」という。）に関して必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 輸血部は、診療業務に必要な血液等を確保することを目的とする。

(業 務)

第3条 輸血部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 診療に要する血液製剤の確保、管理及び供給に関すること。
- (2) 輸血等に関連する検査に関すること。
- (3) 血液成分等の採取、処理及び保管に関すること。
- (4) 輸血療法の適応、実施方法及び評価に関すること。
- (5) 輸血に伴う事故、副作用及び合併症の把握と対策に関すること。
- (6) その他輸血に関すること。

(職 員)

第4条 輸血部に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 輸血部長
- (2) 輸血部副部長
- (3) 医療技術職員
- (4) その他必要な職員

(運営委員会)

第5条 輸血部の円滑な運営を図るため、群馬大学医学部附属病院輸血部運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、輸血部の運営に関する事項を審議する。

(組 織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 輸血部長
- (2) 輸血部副部長
- (3) 関係診療科から選出された教員 各1人
- (4) 関係中央診療施設等及び薬剤部から選出された教員又は技術職員 各1人
- (5) 輸血部の技術職員 2人
- (6) 看護部及び輸血部から選出された看護師 各1人

(7) 医事課長

(8) その他委員長が必要と認めた者 若干人

(任 期)

第7条 前条第3号から第6号まで及び第8号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、輸血部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、輸血部副部長がその職務を代行する。

(会議)

第9条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(小委員会)

第11条 委員会に、血液製剤使用に関する具体的な事項を検討させるため、必要に応じて血液製剤適正使用小委員会を置くことができる。

2 血液製剤適正使用小委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(報告)

第12条 委員長は、委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

(事務)

第13条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、輸血部の運営に関して必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前に、この規程の施行日に輸血部長及び輸血部副部長になるべき者として選考された輸血部長及び輸血部副部長は、この規程により選考されたものとみなす。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年10月9日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に選出される第6条第8号の委員の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月14日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初の第4条第3項の副部長の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。